

第1章 医療法

8 - (1) 助産所出張専門開始届

1 事 案	助産師が出張のみによる業務を開始した場合、開始後10日以内に届け出る
2 根拠法令	法5条、法8条、則5条
3 提出宛名	知事（保健所長受理）
4 提出部数	2部
5 添付書類	(1) 助産師名簿登録謄本又は免許証の写 ^{*1} 、履歴書
	*1：原本照合 免許証原本を持参し保健所で原本照合を行うこと。
6 事務処理	收受 - 起案 - 決裁 - 進達（開設届出済の証交付、台帳作成）
7 審査要領	(1) 届出書の誤記・記入もれ、添付書類の不備はないか。 (2) 出張専門のみの助産所は助産師以外のものが開設することはできない。 助産師以外が開設する場合は、法7条1項の規定に従うこと。
8 備考	届出後、出張専門助産所の開設者、管理者の住所を変更した場合は、届出事項の一部変更届ではなく廃止、開設の手続きを行う。

(様式8(1))

助産所出張専門開始届

1 名 称

2 開設の場所

3 開設年月日

4 届出者

住 所 〒 TEL

(フリガナ)
氏 名

生年月日

上記のとおり、医療法施行規則第5条により届出をします。

年 月 日

長崎県知事

様